

諮問日：令和5年4月5日（令和5年度（情）諮問第1号）

答申日：令和5年10月25日（令和5年度（情）答申第17号）

件名：東京地方裁判所における司法行政文書開示申出等に対する判断に至る経緯
等が分かる文書の一部不開示の判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

別紙記載の文書の開示申出に対し、東京地方裁判所長が、特定日付け司法行政文書不開示通知書（以下「本件対象文書1」という。）及び特定文書番号の供覧票（以下「本件対象文書2」といい、本件対象文書1と合わせて「本件各対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、東京地方裁判所長が令和4年12月9日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

司法行政文書開示について後述①ないし④の理由から、取り消しを求める。

- ① 供覧票の不開示部分のうち、職員の印影について、印影から明らかになる情報は、職員の苗字であり、それ以上の情報はないから不開示とすべきではないこと
- ② 供覧票の不開示部分のうち、内線番号部分について、もともと各部署の直通番号は公開されており、内線番号は代表電話にかけた後に、電話交換に担当者へ取り次いでもらうために役立つ情報にすぎないから不開示とすべきではないこと

- ③ 教示文について、開示しない部分の一部を列挙しただけでは、教示に不備がある
- ④ その他、上記文書開示には、繰り返し期限の再延長を行い、本来の期限を徒過していること、行政機関情報公開法という名前の法律は存在せず、教示文は誤りであること

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 東京地方裁判所長は、別紙記載1の開示申出に対して、本件対象文書1を対象文書として特定し、氏名を、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号に定める不開示部分に相当するものとして不開示とした。また、別紙記載2の開示申出に対して、本件対象文書2を対象文書として特定し、職員の印影、内線番号、氏名等を法5条1号、内線番号を同条6号に定める不開示部分に相当するものとして不開示とした。
- 2 まず、苦情申出人は、本件対象文書2の不開示部分のうち、職員の印影について、印影から明らかになる情報は、職員の苗字でありそれ以上の情報はない旨主張する。しかし、印影は、その固有の形状が文書の真正を示す認証的機能を有しているところ、これを公にすると偽造され悪用されるなどして個人の権利利益を害するおそれがあるから、法5条1号ただし書イには相当せず、同号ただし書ロ又はハに相当する事情も認められない。
- 3 次に、苦情申出人は、本件対象文書2の不開示部分のうち、内線番号について、もともと各部署の直通番号は公開されており、内線番号は、代表電話にかけた後に、電話交換に担当者へ取り次いでもらうために役立つ情報にすぎない旨を主張する。しかし、各部署の直通番号全てが公開されているものではないところ、内線番号が公になると、職務に関係のない問合せがされることによって、職務に必要な連絡に支障が生じるなど、裁判所の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものである。
- 4 さらに、苦情申出人は、開示しない部分の一部を列挙しただけでは、教示文

に不備がある旨を主張するが、取扱要綱記第8の2には、「開示の申出があった司法行政文書の全部又は一部を開示しない場合には、開示申出人に対し、その旨を書面で通知する。当該書面には、開示しない理由を簡潔に付記するものとする。」と定められているところ、原判断における司法行政文書開示通知書には、開示しない理由が簡潔に付記されていることが認められ、取扱要綱上、不開示理由の教示に欠けるところはない。

- 5 その他、苦情申出人は、繰り返し期限の再延長を行い、本来の期限を徒過している旨や、行政機関情報公開法は存在せず、教示文は誤りである旨を主張するが、これらは原判断の当否に関する苦情には当たらない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和5年4月5日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年8月25日 本件各対象文書の見分及び審議
- ④ 同年9月22日 審議
- ⑤ 同年10月20日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 苦情申出人は、本件対象文書2の不開示部分のうち、職員の印影が不開示情報に当たらない旨を主張するが、裁判所職員の印影は、法5条1号に規定する個人識別情報であると認められ、当該職員の職務遂行に係る情報に含まれるものではあるものの、実印か否かを問わず、その固有の形状が文書の真正を示す認証的機能を有し、そのような印影を公にすれば、これを偽造され悪用されるなどして、当該裁判所職員の権利利益を侵害するおそれがある。したがって、裁判所職員の印影については、公にすることにつき特段の支障を生ずるおそれがあることから、法5条1号ただし書イに掲げる情報に相当するとはいえず、また、同号ただし書ロ及びハに掲げる情報にも当たらない。

また、苦情申出人は、本件対象文書2の不開示部分のうち、内線番号について、内線番号は、代表電話にかけた後に、電話交換に担当者へ取り次いでもらうために役立つ情報にすぎず、不開示情報に当たらない旨を主張する。しかしながら、内線番号は、この情報が公になると、職務に関係のない問合せによって職務に必要な連絡に支障が生じるなど、裁判所の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるといえるから、同条6号に規定する情報に相当する。

2 苦情申出人は、司法行政文書開示通知書の記載内容に不備がある旨主張するが、同通知書には、取扱要綱記第8の2に従って開示しないこととした情報及び開示しないこととした理由の簡潔な記載がされているから、その記載に不備があるとは認められない。

その他、苦情申出人は、東京地方裁判所が繰り返し期限の再延長を行い、本来の期限を徒過している旨を主張するが、同主張は原判断の当否に関する苦情には当たらない。

なお、この点について付言すると、当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、東京地方裁判所が本件開示申出書を受理してから苦情申出人に対して開示通知書及び不開示通知書を発出するまでに約1年3か月を要したこと、その間に、東京地方裁判所においては、本件開示申出及びこれと同時にされた開示申出について、開示申出内容を整理し、開示対象文書を特定するために、苦情申出人から過去に提出された開示申出等の関連する資料を精査して検討を行っていたこと、その検討に伴い、事務処理の慣例に従い、上級裁判所に意見を求める必要があったことが認められた。これらの事実を照らせば、東京地方裁判所において、苦情申出人による開示申出に関して早期に補正を求めるなどの措置をとることが十全であったとは必ずしもいえず、迅速な処理がされたとはいえない。ただし、事務処理に時間を要する事情もうかがうことができ、一連の作業を遂行する上で相応の時間を費やしたことにやむを得ない面もあったものと認められる。

- 3 以上によれば、原判断については、本件各対象文書のうち原判断において不開示とされた部分は法5条1号又は同条6号に規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子

別紙

- 1 東京地方裁判所が作成した特定の「司法行政文書不開示通知書」による不開示決定にあたって、特定した文書を保有する部署又は保有していない部署がわかるもの。
- 2 東京地方裁判所が作成した2通の「司法行政文書開示申出書の補正について」に対して、請求人が行った令和3年9月6日付「補正依頼の質問内容の確認について」に回答しないこととした経緯、理由等がわかるもの。